

報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和福社会の定款に基づき、評議員、理事、監事及び評議員選任解任委員の報酬について定めるものである。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、報酬を支払うことができる。なお、報酬の中には理事会出席のための交通費を含む。

2 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、報酬を支払うことができる。なお、報酬の中には理事会出席のための交通費を含む。

2 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

3 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会に出席したときは、報酬を支払うことができる。なお、報酬の中には理事会出席のための交通費を含む。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立合い及び運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(評議員選任解任委員の報酬)

第5条 評議員選任解任委員が委員会に出席したときは、報酬を支払うことができる。なお、報酬の中には交通費を含む。

(報酬額)

第6条 報酬額は別表1のとおりとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員で理事を兼務するものは、第3条に定める報酬を適用しない。

(出張旅費)

第8条 評議員、理事、監事が法人業務のために出張する場合は、報酬及び旅費を支給することができる。

- (1) 旅費(交通費、宿泊費)は実費を支給する。
- (2) 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- (3) 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- (4) 旅費等は、原則として出張終了後に清算を行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

了解事項

この規程の制定に伴い、2014年(平成26年)4月1日制定の「役員報酬に関する規程 社会福祉法人 聖和福社会」規程を廃止する。